

日本ブラインドサッカー協会ライセンス制度規約

1. 制度の趣旨

ブラインドサッカー・ロービジョンフットサルの普及、及び、選手育成にあたるコーチの資質と指導力の向上をはかることに加え、地域のコーチ組織を確立し地域におけるブラインドサッカー活動を促すために本制度を制定する。

2. 目的

この制度は次の事項を目的とする。

- (1) 日本ブラインドサッカー協会（以下、本協会）におけるコーチの位置付けとその役割を明確にし、社会的信頼を確保する。
- (2) ブラインドサッカー・ロービジョンフットサルの普及発展に対応する指導体制を確立すること。
- (3) コーチの指導力の向上をはかること。
- (4) 地域のコーチ組織の確立と地域間の連携を促す人材を育成し地域活動の促進をはかること。

3. 登録区分

本協会が公認する資格は指導コーチに関する A 級から C 級の 3 区分とし、その役割は次のとおりとする。

登録区分	役割
JBFA 指導 A 級コーチ	・トップカテゴリーである日本代表チームのコーチ及び監督 ・育成部所管のユーストレセン、ナショナルトレセンチームのコーチ及び監督 ・コーチの育成 ・コーチの活用 ・コーチ組織の連携
JBFA 指導 B 級コーチ	・ブラインドサッカークラブチームにおけるコーチ及び監督 ・地域におけるブラインドサッカー選手の育成及び指導 ・地域におけるブラインドサッカーの普及
JBFA 指導 C 級コーチ	・ロービジョンフットサルクラブチームにおけるコーチ及び監督 ・ブラインドサッカー・ロービジョンフットサルクラブチームにおけるブラインドサッカーのサポート ・地域における視覚障がい者のサポート

※ロービジョンフットサルについては、C級コーチの資格をもってクラブチームのコーチ及び監督資格とする。

4. 地域区分

コーチ組織を分ける地域区分は次の通りとする。

地域区分	対象地域
北日本ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 以上7道県
中日本ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県 以上14都県
西日本ブロック	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 14府県
九州・四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 12県

5. 公認に必要な講習時間

指導コーチを受ける者は、本協会が主催する公認のための講習会において以下の内容を受講する。

- (1) 指導A級コーチ 次の内容を合計 3時間8コマ (4日) 24時間以上
- (2) 指導B級コーチ 次の内容を合計 3時間4コマ (2日) 12時間以上
- (3) 指導C級コーチ 次の内容を合計 3時間2コマ (1日) 6時間以上

6. 受講資格

公認に必要な講習会の受講資格は次の通りとする。

登録区分	受講資格
指導A級コーチ	クラブ・協会の活動に関わっているもので以下のいずれかに該当する者 ・指導B級コーチを取得して2年以上を経過し、指導A級コーチ (代表チーム、育成部指導チーム) より推薦のあったもの ・本協会が認めた者
指導B級コーチ	クラブ・協会の活動に関わっているもので以下のいずれかに該当する者 ・指導C級コーチを取得して1年以上を経過したもの。 ・クラブチームに所属し、1年以上指導に従事し、クラブチームの代表者より推薦があり、本協会が認めたもの
指導C級コーチ	受験資格なし

7. 登録義務

公認のための講習会を受講した者はコーチ登録をしなければならない。

8. 登録期間

コーチの登録期間は次の通りとする。

- (1) 登録初年度はその期間の長短に関わらず登録年度+翌年度とする。
- (2) 更新は2年ごととする。
- (3) 更新手続きは、年度の切り替わり（7月31日）までに、本人から書面またはメールによる更新の申請を行うこと。

9. 登録・更新料の納付方法

登録・更新料は指導A級コーチ8,000円/2年、指導B級コーチ6,000円/2年、指導C級コーチ4,000円とする。

登録・更新料は登録年度+翌年度の7月に次の方法で納付する

- (1) 以下の指定口座に登録年度の翌年度に登録料を振り込むものとする。なお振込手数料については、登録者本人の負担とする
楽天銀行第二営業支店
普通預金口座番号 7854710
特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会 普及部
- (2) 登録初年度に限り協会が指定する別の方法で納付することができる。

10. 登録コーチの権利

それぞれの登録コーチは以下の権利を有する。

指導A級コーチ

- (1) JBFAが主催するコーチを対象とした講習会・リフレッシュ講習会の受講
- (2) コーチ会議への出席
- (3) 日本代表チーム、育成部所管チーム（ユーストレセン、ナショナルトレセン）の監督・コーチ資格
- (4) 協会の指定する大会に出場するチームの監督資格

指導B級コーチ

- (1) JBFAが主催するコーチを対象とした講習会・リフレッシュ講習会の受講
- (2) コーチ会議への出席
- (3) 協会の指定するブラインドサッカー大会に出場するチームの監督資格

指導C級コーチ

- (1) JBFAが主催するコーチを対象とした講習会・リフレッシュ講習会の受講
- (2) 協会の指定するロビージョンフットサル大会に出場するチームの監督資格

1.1. 登録コーチの義務

A級、B級コーチは資格取得・更新後、1～2年の間にJBFA主催のリフレッシュ講習会で指定のポイントを取得しなければならない。

C級については、リフレッシュ講習会に参加することが可能であるが、ポイントの取得は義務ではない。

※JBFAが主催するリフレッシュ講習会はJBFA公認コーチ資格更新のための講習会を指す。しかし、単に資格更新のためでなく、リフレッシュ講習会を通じて、新しい知識や情報を提供し、指導者の連携を高め、地域でのブラインドサッカーの振興を意図するものとして位置づける。

※A級コーチは指導者としての見識、経験を伝えることも重要な要素と捉え、講師にもポイントは付与される

指導A級コーチ	40ポイント／2年
指導B級コーチ	20ポイント／2年

※1日研修はおおよそ10ポイントを基準とする

JFA指導者ライセンス所持者（有効期限内）、JPSO公認コーチ（有効期限内）、JPSA障がい者スポーツ指導者はその資料の提示により、2年間の更新単位毎でベースポイントを付与する。

JFA	サッカーC級、フットサルC級、GKレベル1、フットサルGKC級、	5ポイント
	サッカーB级以上、フットサルB级以上、GKレベル2以上	10ポイント
JPSO	公認コーチ1、公認コーチ2	5ポイント
	公認コーチ3、公認コーチ4	10ポイント
JPSA	中級障がい者スポーツ指導員	5ポイント
	上級障がい者スポーツ指導員、障がい者スポーツコーチ	10ポイント

ポイントの掛け合わせはできない。一番ポイントの大きいものとなる。

例 JFAサッカーB級、JPSA上級 併せて20ポイントとはならない

1.2. 登録抹消手続き

登録を抹消する場合は書面、または、メールにより申し出るものとする。その際、当該年度の登録料の返金は一切行わないこととする。

1.3. 資格の失効

指導コーチ

以下の場合、登録が抹消され資格が取り消される。なお、資格が失効された場合、再取得においては、指導A級コーチであっても下位資格からの取得になる。

以下の場合、

- (1) JBFA公認コーチとしてふさわしくない行為があったと認められたとき（倫理コンプライアンス規定参照）
- (2) 登録料、更新料を納付しないとき
- (3) JBFA主催のリフレッシュ講習会を期限内に受講しなかったとき
- (4) 書面、または、メールによる申し出があったとき

14. 附則

- 2020-2022年度は試行期間とし、2023年8月より正式実施とする。（2023/7/13）
- 2019年度までにJBFA公認コーチ取得者は指導B級ライセンスを2023年8月より自動付与するものとする。（更新は2025年7月31日期限）
- 2020年度以降に実施するリフレッシュプログラムポイントは次回更新時に有効である。